

(第一類 第十一号)

第四十三回国会 衆議院 逓信委員會議録 第二十一号

(四〇五)

昭和三十一年五月十五日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事岡田 修一君 理事佐藤洋之助君

理事中村 寅太郎君 理事羽田武嗣郎君

理事大柴 滋夫君 理事栗原 俊夫君

理事森本 靖君

上林山榮吉君

鈴木 善幸君

保利 茂君

畑 和君

受田 新吉君

出席國務大臣

郵政 大臣 小沢久太郎君

出席政府委員

郵政事務次官 保岡 武久君

郵政事務官 武田 功君

(大臣官房長)

郵政事務官 淺野 賢澄君

(大臣官房電氣

通信監理官) 岩本 巖君

通信監理官) 岩本 巖君

委員外の出席者

日本電信電話公

社總裁 大橋 八郎君

日本電信電話公

社副總裁 米沢 滋君

参 考 人

(国際電信電話

株式会社社長) 浜口 雄彦君

参 考 人

(国際電信電話

株式会社副社

長) 大野 勝三君

参 考 人

(国際電信電話

株式会社常務取

締役) 八藤 東禧君

参 考 人
(国際電信電話
株式会社常務取
締役)
難波 捷吾君
水田 誠君

五月十三日

公衆電氣通信法及び有線電氣通信法

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一六五号)

同月十四日

電信電話設備拡充のための第三次五

箇年計画は正に關する請願外二件

(井手以誠君紹介)(第三八二五号)

同外二件(石山權作君紹介)(第三八

二六号)

同外四件(大柴滋夫君紹介)(第三八

二七号)

同外三件(片島港君紹介)(第三八二

八号)

同外二件(栗原俊夫君紹介)(第三八

二九号)

同外二件(小林進君紹介)(第三八三

〇号)

同外二件(五島虎雄君紹介)(第三八

三一号)

同外四件(佐々木更三君紹介)(第三

八三二二号)

同(島本虎三君紹介)(第三八三三

号)

同外一件(下平正一君紹介)(第三八

三四号)

同外二件(田邊誠君紹介)(第三八三

五号)

同外二件(畑和君紹介)(第三八三六

号)

同外二件(原茂君紹介)(第三八三七

号)

同外一件(松井政吉君紹介)(第三八

三八号)

同外四件(松前重義君紹介)(第三八

三九号)

同外五件(森本靖君紹介)(第三八四

〇号)

同外三件(八百板正君紹介)(第三八

四一号)

同外四件(安平鹿一君紹介)(第三八

四二二号)

同(安宅常彦君紹介)(第三八七四

号)

同(井手以誠君紹介)(第三八七五

号)

同(石山權作君紹介)(第三八七六

号)

同(大柴滋夫君紹介)(第三八七七

号)

同(片島港君紹介)(第三八七八号)

同(栗原俊夫君紹介)(第三八七九

号)

同(小林進君紹介)(第三八八〇号)

同(五島虎雄君紹介)(第三八八一

号)

同(佐々木更三君紹介)(第三八八二

号)

同(下平正一君紹介)(第三八八三

号)

同(田邊誠君紹介)(第三八八四号)

同(長谷川保君紹介)(第三八八五

号)

同(畑和君紹介)(第三八八六号)

同(原茂君紹介)(第三八八七号)

同(松井政吉君紹介)(第三八八八

同(松前重義君紹介)(第三八八九

号)

同(森本靖君紹介)(第三八九〇号)

同(八百板正君紹介)(第三八九一

号)

同(安平鹿一君紹介)(第三八九二

号)

は本委員会に付託された。

五月十四日

五島地域のNHKラジオ、テレビ電

波改善に關する陳情書(長崎市新町

四番地長崎県町村議會議長会長別当

勝三)(第五八四号)

有線放送電話制度の改善に關する陳

情書(福岡市藥院堀端七丁目百二十

三番地福岡県町村議會議長会長柳種

(第六四六号)

同(福岡市藥院堀端七丁目百二十三

番地福岡県町村議會議長会長野見山

麻那)(第六四七号)

電信電話設備拡充計画の内容は正に

關する陳情書(人吉市議會議長泉方

次郎)(第七四五号)

電信電話行政改善に關する陳情書

(釧路市議會議長山本幸造)(第七四

六号)

盲人のラジオを含むテレビ聴視料減

免に關する陳情書(大阪市城東区今

津中二丁目十二番地日本盲人會連合

會長金成甚五郎)(第七四七号)

は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件

公衆電氣通信法及び有線電氣通信法

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一六五号)

電氣通信に關する件(国際電信電話

株式会社の事業概況に關する問題

等)

○本名委員長 これより會議を開きま

す。

公衆電氣通信法及び有線電氣通信法

の一部を改正する法律案

の一部分を改正する法律案を議題とし

て審議を進めます。

公衆電氣通信法及び有線電氣通信

法の一部を改正する法律案

公衆電氣通信法及び有線電氣通信

法の一部を改正する法律

(公衆電氣通信法の一部改正)

第一条 公衆電氣通信法(昭和二十

八年法律第九十七号)の一部を次

のよう改正する。

目次中「第三章 電話(第二十五

条)第五十五條の二 加入電信

(第五十五條の二)第五十五條の

八」を「第三章の二 有線放送電話

」第三章の三 加入電信(第

第五十四條の二)

接続電話(第五十四條の三)第五

十五條の二 第五十五條の八

十五條)に改める。

第四十四條第一項中「電話を合

む」を「電話及び第五十四條の三

第一項に規定する接続電話契約に

に基づき設置される同項の有線放送電話接続回線を含む。に改め、同項の表中「加入電話等の数の」を「加入電話等の数（その数から、第五十四条の三第一項に規定する接続電話契約に基づき設置される同項の有線放送電話接続回線がある場合には、その有線放送電話接続回線の数を差し引いた数）」に改める。

第四十六条中「公社が定めるもの」を「第五十四条の五に規定する有線放送電話接続回線及び公社が定めるその他の通話」に改める。

第三章中第五十五条を第五十四条の二とし、第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 有線放送電話接続通話

(接続通話契約)

第五十四条の三 公社は、有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第五十二号）第三十二条の許可を受けた者（以下「有線放送電話業者」という。）から、その有線放送電話業務（同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。）の用に供する設備（以下「有線放送電話設備」という。）の交換設備と第二十六条第一項第一号に規定する局交換設備との間に、これらを接続する公社の電話回線（以下「有線放送電話接続回線」という。）の設置を受け、これを通ずる当該有線放送電話設備による通話に関し公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「接続通話契約」という。）の締結の申込みを受けたときは、公社の予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならない。

（二）以上あるときは、そのすべて（一）の所在場所が一の電話加入区域にあるときは、その電話加入区域内の電話取扱局（二）以上あるときは、公社が指定するもの）

二 その接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備が二以上ある場合において、これらのうちの一部の交換設備の所在場所が一の電話加入区域内にあり、他の交換設備の所在場所が電話加入区域外の地域にあるときは、その一部の交換設備の所在場所のある電話加入区域内の電話取扱局（二）以上あるときは、公社が指定するもの）

三 その接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備が二以上ある場合において、これらのうちのいずれか一の所在場所と他の一の所在場所とがそれぞれ異なる電話加入区域内にあるときは、これらのすべての交換設備のうち、その所在場所がいずれかの電話加入区域内にあるものにつき、その契約の締結の申込みをした者が選定した一の交換設備の所在場所のある電話加入区域内の電話取扱局（二）以上あるときは、公社が指定するもの）

四 その他の場合には、公社が指定する電話取扱局

五 前項第一号から第三号までの場合において、当該各号の規定により定まる電話取扱局が当該接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備が収容される

一 有線放送電話接続回線その他その申込みをした接続通話契約に係る公衆電気通信役務を提供するために必要な公社の公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき

二 その申込みをした接続通話契約に係る有線放送電話設備が、前項の契約の種類ごとにその設備により有線放送電話接続回線を通じて通話することができ、公衆電気通信業務に支障を及ぼすのを防止するために必要な限度において公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しないとき

三 その他公社の業務の遂行に著しい支障があるとき

四 接続通話契約に係る有線放送電話接続回線を収容すべき電話取扱局は、次のとおりとする

話設備の交換設備のある都道府県の区域（北海道にあつては、郵政省令でその区域を分けて定める区域。以下第五十四条の五までにおいて同じ。）以外の都道府県の区域内にあるときは、その他郵政省令で定める特別の事由があるときは、当該接続通話契約に係る有線放送電話接続回線を収容すべき電話取扱局は、同項の規定にかかわらず、公社が、郵政大臣の認可を受けて定める基準に基づいて指定する。

（接続通話契約の解除等）

第五十四条の四 公社は、公社と接続通話契約を締結した者（以下「接続通話契約者」という。）が有線放送電話業者でなくなつたときは、当該接続通話契約を解除するものとする。

二 第四十二条の規定は、接続通話契約を締結した有線放送電話業者について準用する。

（有線放送電話接続通話の種類）

第五十四条の五 接続通話契約に係る有線放送電話設備（以下「接続有線放送電話設備」という。）による当該有線放送電話接続回線を通ずる通話（以下「有線放送電話接続通話」という。）は、公社が定めるものを除き、第一種接続通話契約に係るものにあつては第一号に掲げる通話、第二種接続通話契約に係るものにあつては次の各号に掲げる通話に限るものとする。

一 市内接続通話 一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容される

二 市外接続通話 一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する都道府県の区域内にある電話取扱局（郵政省令で定める基準に該当するものに限る。）に収容されている電話又はこれらの電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話（前号に掲げるものを除く。）

（有線放送電話接続通話についての準用規定）

第五十四条の六 第四十七条の規定は、市外接続通話の種類について、第四十八条から第五十条までの規定は、市外接続通話の接続の順序について、それぞれ、準用する。

二 第四十八条の規定は、市外通話に係る第四十七条第一項各号の種類の種類と市外接続通話に係る前項において準用する同条第一項の当該各号の種類の種類との間の接続の順序について、第四十九条及び第五十条の規定

ている電話取扱局の所在する普通加入区域にある電話取扱局に収容されている電話（その交換に関する事務が電話取扱局によつて行なわれる電話をいう。以下この条において同じ。）又はその普通加入区域内にある電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話

二 市外接続通話 一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する都道府県の区域内にある電話取扱局（郵政省令で定める基準に該当するものに限る。）に収容されている電話又はこれらの電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話（前号に掲げるものを除く。）

（有線放送電話接続通話についての準用規定）

第五十四条の六 第四十七条の規定は、市外接続通話の種類について、第四十八条から第五十条までの規定は、市外接続通話の接続の順序について、それぞれ、準用する。

二 第四十八条の規定は、市外通話に係る第四十七条第一項各号の種類の種類と市外接続通話に係る前項において準用する同条第一項の当該各号の種類の種類との間の接続の順序について、第四十九条及び第五十条の規定

ている電話取扱局の所在する普通加入区域にある電話取扱局に収容されている電話（その交換に関する事務が電話取扱局によつて行なわれる電話をいう。以下この条において同じ。）又はその普通加入区域内にある電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話

二 市外接続通話 一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する都道府県の区域内にある電話取扱局（郵政省令で定める基準に該当するものに限る。）に収容されている電話又はこれらの電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話（前号に掲げるものを除く。）

（有線放送電話接続通話についての準用規定）

第五十四条の六 第四十七条の規定は、市外接続通話の種類について、第四十八条から第五十条までの規定は、市外接続通話の接続の順序について、それぞれ、準用する。

二 第四十八条の規定は、市外通話に係る第四十七条第一項各号の種類の種類と市外接続通話に係る前項において準用する同条第一項の当該各号の種類の種類との間の接続の順序について、第四十九条及び第五十条の規定

ている電話取扱局の所在する普通加入区域にある電話取扱局に収容されている電話（その交換に関する事務が電話取扱局によつて行なわれる電話をいう。以下この条において同じ。）又はその普通加入区域内にある電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話

二 市外接続通話 一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する都道府県の区域内にある電話取扱局（郵政省令で定める基準に該当するものに限る。）に収容されている電話又はこれらの電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話（前号に掲げるものを除く。）

は、これらの各条に規定する特別の事項を内容とする市外通話又は市外接続通話と当該事項を内容とし、市外接続通話又は市外通話との間の接続の順序について、それぞれ、準用する。

(接続有線放送電話設備に係る交換の取扱いは、)

第五十四条の七 公社は、接続有線放送電話設備の交換設備による有線放送電話接続通話に係る交換の事務の円滑化を図り、公衆電気通信業務の適正な運営に資するため、接続通話契約者に対して、その交換の取扱方法について必要な助言又は指導を行なうように努めるものとする。

(接続有線放送電話設備の保存等)

第五十五条 接続通話契約者は、当該接続有線放送電話設備が当該接続通話契約の種類につき定められた第五十四条の三第三項第二号の技術基準に適合するように保存しなければならない。

2 接続有線放送電話設備の保存は、その設備が前項の技術基準に適合し、かつ、公衆電気通信業務に支障を及ぼすのを防止するために必要な限度において郵政省令で定めるところにより公社が定める準則に従って行なわなければならない。

3 接続通話契約者は、当該接続有線放送電話設備を変更したときは、郵政省令で定めるところにより、公社の検査を受け、その変更後の設備が第一項の技術基準に適合していると認められ

た後でなければ、有線放送電話接続通話の請求をしてはならない。ただし、その変更が郵政省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

第五十六条中「前三章」を「第四章」に改める。

第七十五条中「地域団体加入電話に関する料金」の下に、「共同して接続通話契約を締結した者が支払うべき接続通話契約に係る料金を加える。

第七十七条中「第四十三条の五」の下に、「第五十四条の四第二項」を、「地域団体加入電話の通話の下に、有線放送電話接続通話を加える。

第七十八条第一項第四号中「又は加入組合の組合員」を、「加入組合の組合員又は接続通話契約者」に、「又は地域団体加入電話」を、「地域団体加入電話又は接続有線放送電話設備」に、「又は地域団体加入契約」を、「地域団体加入契約又は接続通話契約」に改め、「電話使用料」の下に「又は有線放送電話接続通話に係る有線放送電話接続回線等使用料(加入電話における電話使用料に相当するものとして公社が郵政大臣の認可を受けて定めるものをいう。以下第九条第一項第三号において同じ。)」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同項第五号中「又は加入組合の組合員(加入組合の業務執行者を含む。)」を、「加入組合の組合員(加入組合の業務執行者を含む。)」に改め、同項第六号中「又は加入組合の組合員(加入組合の業務執行者を含む。)」を、「加入組合の業務執行者を含む。」「又は地域団体加入電話による市内通話」を「若しくは地域団体加入電話による市内通話又は有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備による市内接続通話」に改め、「その市内通話」の下に「又は市内接続通話」を加え、同項第六号中「第四十七条第一項第四号」の下に「(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第三項」を「第四十七条第三項(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」に、「同条第一項第四号」を「第四十七号第一項第四号(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第八号中「又は加入組合の組合員(加入組合の業務執行者を含む。)」を、「加入組合の業務執行者を含む。」「又は接続通話契約者」に改め、「第四十七号第一項第五号」の下に「(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第三項」を「第四十七号第三項(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」に、「同条第一項第五号」を「第四十七号第一項第五号(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第九号中「又は加入組合の組合員(加入組合の業務執行者を含む。)」を、「加入組合の業務執行者を含む。」「又は接続通話契約者」に改め、同項第十号中「加入組合」の下に「接続通話契約者」を、「加入契約」の下に「接続通話契約」を加え、「電話機」の下に「組合交換設備、接続有線放送電話設備の交換設備」を加える。

第九十九条第一項各号列記以外の部分中「電話の通話」を「通話」に改め、同項第三号中「又は加入組合の組合員」を、「加入組合の組合員又は接続通話契約者」に、「又は地域団体加入電話」を、「地域団体加入電話又は接続有線放送電話設備」に改め、「電話使用料」の下に「又は有線放送電話接続通話に係る有線放送電話接続回線等使用料」を、「定額料金制による加入電話」の下に「若しくは地域団体加入電話又は定額料金制による有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備」を加え、同項第四号中「第四十七号第一項第四号」の下に「(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「第四十七号第一項第四号(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「第五十号」の下に「(これらの規定を第五十四条の六において準用する場合を含む。)」を、「市外通話」の下に「又は市外接続通話」を加え、同項第五号中「第四十七号第一項第五号」の下に「(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「第四十七号第一項第五号(第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「第五十四条の六」において準用する場合を含む。」「又は市外接続通話」の下に「又は市外接続通話」を加える。

(有線電気通信法の一部改正)
第二条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第四条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 二人以上の者が、共同して一の業務区域につき有線放送電話に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)第三号の許可を受け、その許可に係る有線放送電話業務(同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。)の用に供する設備を設置するものとき。
第九号の二第一項中(昭和三十一年法律第五十二号)及び(有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。)を削り、同条第二項に次のただし書を加える。
ただし、公衆電気通信法第五十四条の三第一項に規定する接続通話契約を締結した場合において、その契約に基づいてするときは、この限りでない。

附則
1 この法律、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律の施行の際現に、公衆電気通信法(以下「公衆法」という。第十二条の二の規定により日本電信電話公社(以下「公社」という。が試行的に提供する有線放送接続電話試験行役務(有線放送接続電話試験実施のための契約約款

(昭和三十三年日本電信電話公社
公示第百十四号)に基づき提供さ
れる試行役務をいう。)の提供を受
ける契約(以下「試行契約」とい
う。)を公社と締結している者は、
この法律の施行の時に於いて、当
該試行契約に代えて、公社と第二
種接続通話契約(改正後の公衆法
第五十四条の三第二項の第二種接
続通話契約をいう。)を締結したも
のとなす。

3 前項の規定により公社と締結し
たものとみなされる第二種接続通
話契約でこれに係る従前の試行契
約が昭和三十八年四月三十日まで
に締結されたものについては、そ
の接続通話契約に係る有線放送電
話設備(改正後の公衆法第五十四
条の三第一項の有線放送電話設備
をいう。)による有線放送電話接続
回線(同項の有線放送電話接続回
線をいう。以下同じ。)を通ずる通話
の範囲は、改正後の公衆法第五十
四条の五の規定にかかわらず、こ
の法律の施行の日から起算して三
年間は、なお、この法律の施行の
際に効力を有していた前項の契約
約款の相当規定の例によるものと
する。この場合における公衆法の
規定の適用については、同条第一
号の市内接続通話たる通話以外の
通話(有線放送電話接続回線を通
ずる通話に限る。)は、これを市外
接続通話とする。

理由
農山漁村における電気通信事情に
かんがみ、一定の条件のもとに有線

放送電話と加入電話等との間の通話
を可能にする等の措置を講ずる必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

○本名委員長 ます、提案理由の説明
を聴取することといたします。小沢郵
政大臣。

○小沢国務大臣 ただいま議題となり
ました公衆電気通信法及び有線電気通
信法の一部を改正する法律案について
提案理由の御説明を申し上げます。

有線放送電話設備は、有線放送と通
話との二つの機能を兼ね備えている簡
易低廉な電気通信設備でありまして、
電話連絡が不便な農山漁村の住民に非
常に喜ばれておりますが、新市町村建
設計画や新農山漁村建設計画による国
の助成とも相まって、昭和三十三年に
有線放送電話に関する法律が制定され
て以来、全国的に急速な普及発展を見
せております。現在その施設数は二千
六百、加入世帯数は二百万に及ぶ状況
であります。その設備規格も当初か
ら見ますと相当の向上を見せておりま
す。

このよう有線放送電話の普及発達
と農山漁村における公衆電気通信の現
状にかんがみ、有線放送電話と日本電
信電話公社の電話との間の通話ができ
るようにするなど、関係法律を改正し
て農山漁村における電気通信の利便の
増大をはかりとうとするものでありま
す。

次に、この法律案のおもな内容につ
いて申し上げます。

改正の第一は、公衆電気通信法の一
部を改正して、同法に一章を設けて、
公社の提供する公衆電気通信役務の一

種として新たに有線放送電話接続通話
の制度を設けることとあります。公社
は、有線放送電話業者から有線放送電
話設備と加入電話等との間の接続通話
の取り扱いを受けるための接続通話契
約の申し込みを受けたときは、その設
備が技術基準に適合しない場合等、公
社の業務の遂行に著しい支障がある場
合を除き、予算の範囲内において、そ
の申し込みの全部を承諾することとし
ております。

接続通話契約には第一種、第二種の
二種類を設けることとしております
が、接続通話の範囲は、第一種接続通
話契約の場合は一般の市内通話に相当
する市内接続通話のみとし、第二種接
続通話契約の場合は、同一都道府県の
区域内にある一定の基準に該当する電
話取扱局の加入電話等との間の通話が
できることとしております。

なお、北海道につきましては、道一
円としない、これを分割して通話範
囲を限ることとしております。
また、有線放送電話設備による交換
取り扱い及び設備の保存につきまして
は、公衆電気通信業務に支障を及ぼさ
ないよう必要な措置をとることとし
ております。

その他、接続通話の停止及び接続通
話契約の解除、通話の接続順序、料金
の返還、損害賠償等につきましては、
加入電話の場合に準じて必要な規定を
設けることとしております。

改正の第二は、有線電気通信法の一
部を改正して、有線放送電話業務を二
人以上で共同して行なうことについ
て、有線放送電話に関する法律第三
条の許可を受けた者が、その許可にか
かる有線放送電話設備を設置する場合に

は、これを共同して設置することを認
めようとするものであります。同一市
町村内に二つ以上の有線放送電話設備
がある場合、この共同設置の方法によ
り、各施設者はその施設を共同して運
営できますので、この地域内の住民の
相互通信連絡が可能となることになり
ます。

なお、これらの改正に伴い、関係規
定を整理いたしますとともに、有線放
送電話と公社の電話との接続通話の制
度について調査検討するために、現在
設けられている試験設備について必要
な経過規定を設けております。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに
御可決くださいますようお願い申し上
げます。

○本名委員長 次に郵政事業に関する
件、郵政監察に関する件、電気通信に
関する件並びに電波監理及び放送に関
する件について調査を進めます。

本日は国際電信電話株式会社の事業
概況に関する問題等について、参考人
として国際電信電話株式会社社長浜口
雄彦君、同じく副社長大野勝三君、同
じく常務取締役入藤東福君、同じく難
波捷吾君、以上四名の方の御出席をい
ただいております。

まず、国際電信電話株式会社の事業
概況について説明を聴取することとい
たします。浜口参考人。

○浜口参考人 お求めによりまして昭
和三十七年四月から本年三月に至る間
の国際電信電話事業の概況を申し上げます。

まず、営業の概況でございますが、
国際電報は前年とは同数の四百四十
万通、加入電信は約六十五万度、対前

年比二割増、国際電話は二十一万三千
度で一割四分増、専用電信回線は四十
八回線で四割一分増の取り扱い数を示
し、営業収入は九十五億二千万円で、
前年度比七分二厘の増加となりました。
三十六年度には経済の高度成長を
反映して、電報、加入電信とも高い伸
びを示しましたが、今年度においては
景気動向の影響もあり、電報は伸び悩
み、加入電信は伸び率が低下いたしま
した。しかしながら、電話は順調な増
加をみました。

国際電報の取り扱い数を過去数年間
について概観いたしますと、昭和三十
三年度を谷間とし、以来順調な上昇を
続けてまいりましたが、三十七年度に入り
横ばいになりました。これを年度の
後半に分けてみますと、前半において
は景気調整策の影響を受け取り扱い数
が減少しましたが、後半においては国
際収支の好転及び貿易活動の活発化に
よりゆるやかな上昇に転じました。

三十七年度における加入電信は、前
年度比二割の増加でありまして、これ
を三十六年度の対前年度比増加率三割
七分に比べますと、その増加率は低下
しております。これは、景気動向の影
響もさることながら、新たに一般商社
に對して専用回線の販売を開始したた
め、相当数の加入電信がこれに移った
結果によるものと考えられます。しか
しながら、この業務の高い成長性は依
然として持続されており、三十六年度
に比し十一万度増加しました。

国際電話は、三十六年度において
は、韓国政変などの影響により低調で
ありましたが、三十七年度においては、
年間を通じ高い増勢を維持し、前年度
を二万六千度上回る創業以来最高の二

十一万三千度を記録しました。この増加は、国際通話の大宗をなす対米、対東南アジア通話が順調に増加したことによるものであります。

専用回線業務は、従来は政府機関、航空会社等に限り販売してまいりましたが、三十七年十月から商社にも販売を開始しましたので、三十六年度末に比べ十四回線の大増加を見ました。

三十七年度取り扱いは以上のとおりでございますが、今日までの状況をあわせ考えますれば、わが国の国際電気通信は、経済情勢、特に貿易事情と密接な関連を持つものであることが明白であり、したがって、今後の動向もわが国貿易の伸縮いかんにかかるところが多いことと思われれます。

次に、経理の概況について申し上げます。

まず、昭和三十七年度の収支概況について申し上げますと、総収入は九十八億六千万円で、前年度に比べて七億一千万円の増収になっております。他方、支出は七十五億九千万円であります。前年度に比べて四億二千万円の増加となりました。

したがって、三十七年度の収支差額は二十二億七千万円となり、三十六年度に比べて二億八千万円の増加となりました。

また、会社の資産状況について申し上げますと、昭和三十八年三月三十一日現在の総資産額は百五十二億余円であります。そのうち流動資産は五十三億八千万円で、固定資産は九十八億二千万円であります。一方、負債総額は七十九億余円で、そのうち流動負債は二十一億一千万円、固定負債は五十

八億三千万円でありまして、差し引き当社の純資産額は七十三億余円となっております。

なお、三十七年九月、特に太平洋海底電線の建設資金に充てるために米貨建て外債二千五百万ドルの発行契約が成立し、そのうち一千万ドルを発行いたしました。引き続き三十八年度中に残額一千五百万ドルを発行することになっております。また、太平洋海底電線関係や宇宙通信研究等諸設備資金に充てるため、来たる七月一日をもって倍額増資を行ない、新資本金総額六十六億円といたすより諸般の手續を進めております。

次に、太平洋海底電線建設の現状について申し上げます。この海底電線は神奈川県中郡二宮中継所に陸揚げすることになっておりまして、同中継所より二系統の連絡線路をもつて、東京局舎に接続する計画でございます。すなわち、一つは当社自営の極超短波連絡線でありまして、その長さは約七十キロメートル、途中、一中継の設計であります。

他の一つは、二宮を通過する日本電信電話公社の同軸電線に接続するものであります。

二宮海底線中継所の建物は目下工事中であります。昭和三十八年七月末竣工の予定であり、通信設備については現在製作中で、昭和三十八年十二月末工事完了の予定であります。

東京局舎における海底電線に関連する通信設備は現在製作中であります。昭和三十八年九月下旬完成予定の本社増築部に同年十二月末までに工事完了の予定であります。

二宮—東京間連絡線の設備については、同軸電線路は約五割の進捗状況でありまして、極超短波回線路の設備は昭和三十八年十二月末に工事完成の予定であります。

以上のとおり順調に取り進んでおりますが、この海底電線の開通時期は昭和三十九年七月ごろになると考えております。

次に、衛星通信実験準備状況について申し上げます。

昨年十一月日米両国政府間に締結されました衛星通信実験参加に関する協定に基づきまして、当社は通信衛星による公衆通信の可能性につき実験を行なうために、目下実験施設の建設、整備工事を取り急ぎ進めております。

すなわち、農林当局の好意により、茨城県多賀郡十王町所在、高萩営林署敷地内に所要土地を借り入れ、衛星追尾装置並びに電波送受信装置を施設することになっております。

建物、機械、電力、給水その他諸般の施設の建築、製作、据えつけも目下予定どおり順調に進行しております。

ただいまのところ、本年八月ころにはこれら実験施設も一応整備せられ、本年秋ころには実験開始の運びとなるかと予定しております。

以上をもちまして、私の報告を終わります。

○本名委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。森本靖君。

○森本委員 まず、ただいまの社長の説明で大体わかりましたが、ちよつと簡単なことですが、聞いておきたいと思うことは、営業報告書の中に、今回専務を廃止して、副社長を一人置いた、それから取締役を一名増員をした

というのが載っておるわけでありまして、これはどういう意味ですか。

○浜口参考人 従来社長の次に専務取締役という名称でございましたが、いろいろ国内の大会社等を見ますと、大抵副社長制をしておるところが多いのでございまして、そういうところと折衝する関係上、副社長という名前のほうが適当であらうと思つて、名称を変えたわけでございます。

なお、昨年五月末の株主総会におきまして、従来定数十二人でありました取締役に一名増加いたしました。これは業務の発展に伴ひまして、役員陣を充実したいと考えて一名増加したのでございます。

○森本委員 それでこの営業報告書を見てみると、株主総会でそういうふうに見えました。株主総会では、私にききましたというのでありますが、私は会社のことにはあまり詳しく知りませんが、社長、副社長を置いて、その上に専務を置くということではできませんか。

○浜口参考人 日本の会社の常識によりますと、もし副社長と専務とを並べて設ける場合には、副社長のほうが上位ということになっております。置けば、副社長の下に置くということになります。なるべく構成を簡単にしたいほうがいいと思ひまして、専務のかわりに副社長ということにいたしました。

○森本委員 普通、社長不在の場合に、専務が社長の専断処分を行なうということがあります。それは副社長ができた場合には、副社長がそれを行なうと行なう、こういうことになるわけでありまして、このくらいの大きな会社になりますと、社長を置いて、副社長を置いて、その上に専務を

置こうとすれば置けないことはないんじゃないか、こういうことを聞いておるわけですか。

○浜口参考人 社長事故あるとき、または社長が欠けたときは、定款によりまして、副社長がその事務を代行することになっております。

なお、ただいま森本さんからの御ねの、このくらいの会社になつたら社長、副社長と専務の両方を置いてもいいんじゃないかというふうなお話でございました。これもこれからの業務の発展上、またはいろいろ対外関係のことを考え合わせまして、もしその必要あるに至れば設けることも考えられることと存じます。

○森本委員 そういたしますと、このくらいの大きな会社になりますと、社長、副社長、それからその下に専務というものを必要があれば置き得るということになるわけですね。

それからいつも不審に思うことですが、営業報告書で、これはちよつとしたことでありますけれども、株主総会で役員を選任をして、こうこうきまつた、それからさらに、取締役会においてこうこうきまつたというふうに記載するわけでありまして、確かに普通の会社はそういう形式で役員がきまるわけでありまして、この国際電報については、そういう株主総会、さらに取締役会の議を経て、さらに郵政大臣の認可を経なければ、正式に承認するということにはならぬのではないかと、こ

う思ひわけでありまして、その辺はどうでしょうか。これはちよつと副社長、答弁してもらいたい。

○大野参考人 仰せのとおりであります。

○森本委員 仰せのとおりでありまして、たう、そういうふうには書きかえたい方がよいのじゃないかというふうには、いつもこれを見て私は感ずるわけですが、これは普通の会社と違ひわけでありまして、普通の会社であればあります。そのまゝ選任で、それが法的に有効になるわけですが、この場合にはそういう手続を経なければ法律的に有効ということにはならぬわけですが、その辺はどうですか。

○浜口参考人 これは御承知のように、国際電信電話株式会社法によりまして、役員を選任は郵政大臣の認可がなければその効力を生じないということになっております。株主総会で選任がありまして、直ちに郵政大臣の認可を申請し、その認可を待って初めて選任が効力を生じます。そして選任された役員に就任の諸手を求める、こういうことになっております。郵政大臣の認可が選任の効力発生条件であること以外、一般の株式会社と全然同様の手続をわれわれとっております。

○森本委員 それはそれでいいんですが、たとえばこの営業報告書では、いつ見ても、何月何日取締役を選任した、それで直ちに就任をした、こういうことになっておるわけですか。

○森本委員 そうですね、郵政省に聞きますが、そういう株主総会の当日直ちにこれを承認しているわけですか。

○浅野政府委員 ただいまでは大体当日認可いたしております。

○森本委員 ただいままでは当日認可をしていられるのは、たとえばこれには株主総会が三十七年五月三十日の午前十時からやつて終つた、こう書いてあるわけですが、五月三十日に直

ちに承認をしておる、こういうことですか。大臣、あなたの認可事項ですが、おそらくこれは一日か二日おくれでいると思うが、小さな問題だが、法律上の問題だから明らかにしておきたいと思つておるんです。

○森本委員 それは小さな問題だけども、あらかじめ大体こういうふうにして、当日直ちに承認する、こういうことにはなれば問題はないけれども、これはばくはいまの監理官あたりのやり方を見ておると、おそらく、一日か二日くらいおくれでやつておるのではないかと気がするわけであつて、その辺のことをちゃんとつじつまを合はすようにしてもらいたいというふうに私は考へて、老練ながら、つまらぬ質問ですけれども、ちょっと聞いたわけでありまして、今後こういう点については注意をしていただきたい、こう思つたわけですが。

○森本委員 きよりの新聞で見ると、九百三十円か五十円くらいだったと思うのですが、それでこの株の増資額は三十三億円ですか、その三十三億円の増資はどういうふうにするのですか。

○森本委員 現在の株主にそれを割り当てておるわけでありまして。

○森本委員 いま個人で一番持つておる人はだれが持つておるのですか。それから銀行あたりでどの銀行が一番持つておるのですか。なぜ私がそういうことを聞かといふと、五百円の株券が九百五十円くらいの時価になつておるわけですから、これを二対一で全部増資の割り当てをするという事になりますと、現在持つておる人は相当のほろもりけになるわけですが、これは私もいまから考へてみると、八年前に、大もめにもめた日本電信電話株式会社の法律改正を当委員会でも上程をして、浜沢社長が相当反対をしてもめたことがありますが、あのときに、株を二万株くらい買つておけば、今度はなかなか大もうけだといふふうには私は考へておるわけでありまして、これはだれが一番持つておるのですか。

○大野参考人 ただいま手元に株主名簿を持つておりませんので、大体のところをお答え申し上げますが、現在の市中銀行の代表的なところにはほとんど大部分の株を持つていただいております。個人で非常に多くお持ちになつておる方というのでも、おそらく五千ないし一万という程度ではないかと思ひます。

○森本委員 きのうの新聞で見ると、九百三十円か五十円くらいだったと思うのですが、それでこの株の増資額は三十三億円ですか、その三十三億円の増資はどういうふうにするのですか。

○森本委員 九百五十円もするよりな株で、二対一で増資をするということになると、これは相当もうかる人が出てくるわけであつて、国際電信電話株式会社の株主というふうな公共的な会社の株を増資することについては、はたしてそ

ういうふうな株式投資のような形でもうかるようなことになつていいものだろうかどうだろうかといふふうな気がしてしかたがないわけでありまして。そこで、電電公社の前に問題になつた株は、これは議決権はないけれども、持つておるのは一番大きく持つておるわけでありまして、今度の増資をする場合でも、議決権のない公社の株も同じように増資をするわけですか。これに割り当てておるわけですか。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

○森本委員 現在法律では一応持つておることになつておるわけですが、あれは五分の一ですかね。

して、その時価がどうなるかということとは、結局社業のいい悪いということとでありまして、それは私もよく知りませんけれども、大体そういう九百五十円というものは増資含みを持った値段でありますから、五百円といたしますればそのバランスのとれた値段になるというのが常道ではないか、私は株式のことはよく知りませんが、そういうことではないかと思ふのでございまして、資金をつくります際に、やはり私は株主に割り当てるというのが一番正当な方法じゃないか、そういうふうに考えておる次第であります。

○上林山委員 関連して一言だけ。大臣、いまの株式の質疑応答ですが、どうなんですか。これは国際電電のほう

からお答え願ってもけっこうなんですけれども、増資の場合は、ほとんどいまの持ち株の人に二対一か幾らか知らぬが、比率で割り当てる、こういうことだと思いのですが、現在市場で個人のものなり、あるいは法人が持つてお

るものの全持ち株の幾らくらいが市場

に取引されているのか。私はたいして取引されているんじゃないかと思っておるのですが、取引があるのかないのか。その点をまずひとつ数字的にわかつていれば参考に聞かしてほしい。これによつて、これが非常に多ければ、相当行政指導的な株の割り当てをやつていかなければならぬ。しかし、これがたいしたものでなければその必要はない

のだ、こういふふうに私は考えるので

す。株式は生きものですから、これにワクにはめた規制というものはなかなかむずかしいのでございますから、私は結論的にはそう思うのだが、実際株式市場に全株のどれくらいが出てお

成というものはもう安定すると私は思っている。むしろこれはだんだん高くなる傾向にあると思います。そうすると、

公益性を持つ国際電電会社が、一般市

場に投機的な要素を加味した株式としてある程度取引されるということになると、その副次的な部分がウェイトを高めるということとは問題だと思ひますが、いかがでしょうか。政府といたしまして、会社といたしまして、この増資ということよりも、会社側で増資されたものに一割の配当をするよりは、社債の発行額も相当ありますけれども、この長期借入金あるいは社債発行にもつと重点を置かれて、そうした事業計画を遂行されるという方針

これは利子も安いのですから、幾らの利子にされておるか、社債のほうでいったら利子負担も軽くて済む。ところが、配当にすると、一割ということになると、増資した部分にも一割出さなければならぬ。会社の負担も大き

くなる。その関係を御説明願いたい。

○淺野政府委員　政府側からまず御説明させていただきます。

ただいま御指摘のように、なるべく株価を安定させなければならぬ、また増資は慎重にやるべきである、こういうふうな意味から、いろいろ御意見をちょうだいいたしましたのが、会社を出発させますときに、なるべくそういう点を考えまして、安定株主を期待い

たしまして、公社、銀行、その他の法

人、こういったものに大半を分担さしておるわけであります。一般で持っておりますのはわずか7%余りであります、そういう面から見てみましても、一応投機的な面、または現在の時価が

れるわけにあります。

それから配当は、一割というものが続く場合に、一そうまたいろいろな問題が出るのじゃないか、こういう御意見をちよくだいたしましたか、確かに現在、積年会社側は幹部以下努力いたしまして成果をあげてまいっておりますが、今後はアフリカその他の東南アジアの採算に乗らない面につきまして、回線の増設、またケーブル問題等もございまして、必ずしも今後は従来のような利益率を確保できるかどうか非常に問題があらうかと思ひます。そういう面におきまして、また逆な面も考えなければならぬ、こういう点も出てまいっております、まあその点もまたた別の面からも考えてみなければならぬ。

それから、なるべく社債によるべき

ではないか、これも全くおつしやるとおりでございますが、これにも一定の限度がございますし、また、昨年の夏外債を借ります場合にも、やはりふさわしい資金でございませんと資格上

困るわけでありませう。また、社債発行

限度額にいたしましたとしても、影響を受けるわけがあります。この程度の規模で、またこの程度の事業をやっております場合には、一般の増資はやむを得なかったものと考えております。ただ、おっしゃる点につきましては、今後十

分検討いたしていきたいと思います。

- 森本委員 これはいま資本金は幾らですか。
- 浅野政府委員 増資をいたしますと六十六億になります。
- 森本委員 増資する前は。

○淺野政府委員 三十三億であります。

○森本委員 大臣は、株のことは知らぬと言つたが、やはり私も知らないが、人にいろいろ聞いてみると、大体五百円の株が、実際に今度増資をして、それがたかだかに五百五十円なり六百円に下がるというところは、おそろくないと思つて、それは実際問題として下がったところで八百円かそこらになる。大体八百円だとして、増資してとたんに売つてしまえば三百円もかかることは間違いないのだから、とにかく今度の増資で損をするものは一つもないわけだから、株を持つておれば相当もつかる人が出てくる。あなたのほうの株式の分布状況の中で、銀行はわかつておるが、その他の法人一般といふものは大体どういふ系列になつておるか、これではつきりしないから、どうなるかわからないけれども、これだつたら、八年前にだいいふもめたときに、これは上がらぬぞ、買つておいたほうがよかつたといふようなことを冗談に話したことがあつたが、あのときに買つておつたら相当はるもうけになるわけであつて、今度の増資はちよつと問題があるんじゃないか。それで、いま受田さんも言われましたけれども、増資によらなくても、もつとやる方法があるんじゃないか。それから資本金の点で、対外的にはやはりいろいろの問題があるの、もう少し資本金が多かつたほうがいいといふのは、それは監理官の言われるとおりでありますけれども、これがしかし民間の会社であるとするならば、そういうことはいえさと思つたが、しかし国際電信電話株式会社

法という法律においてつくつておる会社でありますから、その資本金のわずか二十億や三十億がふえるとかふえぬとかいふことによつて、外債がどうの、いわゆる会社の社債がどうのといふことには私はならぬと思つた。この会社は何といつても公共企業体とほとんど変わらない会社でありますから、そういう信用の都合といふような点については、私はあまりこの増資といふ問題については必要ないと思つた。そういうことになるとするならば、三十三億といふものが必要だから増資する、こういうことになると思つたのです。

○森本委員 その三十三億といふものは、その金が必要だから増資する、こういうことになるわけですか。

○浜口参考人 いまの、今度の増資の目的と申しますか、理由は、先ほど監理官の言われた、今度アメリカで外債を発行するとき、資本金が寡少だといふような話もありまして、それも一つでございまして、やはりこれから、先ほど私が申し上げましたように、太平洋海底電線の建設、宇宙通信実験、そのほか設備の更新等に金が要りますので、それに充てる。こう申しますと、先ほど森本さんのおっしゃつた、それなら外部から借りたほうが利子が安いんじゃないか、こういうことになつて、これは確かに利子が安いです。一割はいたしませんから。しかし、それは先ほど申しましたように、対外関係そのほかで、あまりこれだけの仕事では自己資本が少な過ぎないか、ひいては会社の信用に關し、これから外債を発行する、その借り入れ金のワタも自己資本の何倍とまわつてゐる、そういうときにも備え

ゆために自己資本を大きくしたい、こういうわけでありまして。

○森本委員 そうですね、外債の利率は幾らですか、償還と……

○浜口参考人 期限は十五年でございまして、利率は六分七厘五毛でございまして。

○森本委員 六分七厘五毛、それでこの増資のほうは一割配当ですから、これ以上配当するのを政治的に押えておるわけですから、そういう点を考へた場合は、これは借つたほうが安うつくといふことは、これはもう事実です。だから問題は、結局対外的に、資本金が少なければ信用がないから、この増資をするといふことに落ちつくんじゃないかと思つたのですが、大臣どうですか。あなたの単独で答へてもらいた

い。

○小沢国務大臣 私はやはり先ほど申し上げましたように、この会社といつたしまして外債を募集する、あるいは内債を募集するといふ、これはもちろん借つてこつたことだと思つておつたけれども、先ほど森本さんのおっしゃつたように、やはり資本金が少ないといふことは信用にもかかわりますので、その点でやはり私は資本金を増加するといふことが必要じゃないか、そういうふう

に考へる次第であります。

すると、少なくともこれは一般の株主の利益を考へてつくるころの会社

の社債とか重役とかいふものは、郵政大臣の許可がなければ就任ができないといふ会社なんです。そういうとき、こつちのふうな増資のやり方といふことについては、私はどうしても納得がいきかぬわけなんです。もつと国民の通信としていい方法があるのじゃないかといふふうに考へるのですが、大臣、これは再考の余地はないのですか。これはやはり大臣が政治的な最高責任者として考へ直すべきだと私は思ふのです。

○淺野政府委員 ただいま先生の御指摘の点、まことにごもつともではございまして、ただ、政府内部にいたしまして、外債のワタの問題、それから相手がありますので、アメリカにおきましていろいろな募集の手續の点、こつちの点におきまして、精一ぱい国際電報におきまして、非常な努力によりまして借りたのが実情でございまして……

○森本委員 いまの農林中金なんかの一般からやる債券は幾らですか、その利率は国内で。それから商工中金なんかのやつてゐるものは、よくは割出でないと思つた。そんなものを、アメリカからはかり金を借りることを考へなくたつていいはずなんだ。どうですか、それは。その辺まで調べておかぬとこれは話にならぬが……監理官、首をかしてはいかぬ。たしか一割に満たないはず。七分か八分です。

○淺野政府委員 申しわけありませんが、七分……幾らになつておるか正確なことは覚えておりません。

○森本委員

だから、農林中金も、それから商工中金なんか、盛んに宣伝をして、国内の資金を吸い上げておるわけですよ。その利率においてすら、たしか国際電の配当の割には私は満たないと思う。だから、アメリカから金が借りられないとするならば、これは国際電という信用のある会社でありますから、会社の幹部もなかなか優秀な幹部であつて間違ひのないものなんだから、そういうことで、国内においてそういう債券を発行してとれないことはなと思う。外債の割り当てがなければ、そういうことをやってもできないことではないと思う。それにおいてすら、いわゆる増資をするよりは得なんだ、実際問題として。どうなんですか、大臣。これはもう一ぺん私は七月に増資するなんというのを再検討してもらいたいと思う。大臣、よく聞いてもらいたいのだが、これは国際電株式会社の幹部の会社じゃないのだから。それから株主の会社じゃないのだから。普通の会社と違い違ふのですよ。普通の会社なら、株主が金を出し合つてもうけるためにつづいてる会社といつても差しつかえない。しかし、これはそうでない。これは、電電公社と同じような公共企業体という形をとつた、しかしそれじゃ経営が、財政その他の面において公社になると縛られるから、単に郵政大臣が、業務内容と、それから役員を監督するといふその点だけで、あとは全部フリーに事業を拡張できるようにやらせようといふところでできた会社なんです。本来この通信の事業の内容というものは公共通信ですよ。この会社は国民のものだ。そうすると、やはり国民が利益になる

ような方向において政策を立案をしていくというのが、監督者の立場にある郵政大臣の任務であると思ふ。そういうことになるとするならば、いま三十三億円の増資をするよりかは、そういうような方法でやつたほうがずっとましである、こういうことを私は考へておるわけです。だからこれは大臣のほうでもう一ぺん再検討してもらいたい。

○小沢国務大臣

これはまあ公共性の非常に多い会社ではございます。ございませうけれども、やはり商法上の一つの会社でありまして、あるいは外債を募集する、あるいは内地債というか内部の債券を募集するといふようなことも、これは必要でございませうけれども、やはり私はその自己資金を増すといふことは、これは自分の資本金の寡小といふようなこともございませうし、外部信用もございませうし、そういうものに対しては、やはり増資によつて増すといふことはこれは必要じゃないか、そういうふうに考へておる次第でございませう。

○森本委員

普通の会社といふものを考へた場合には、増資によつてその会社の充実をはかるというところは事実なんです、普通の会社ならそのとおりだけれども、これは国際電信電話株式会社という法律によつてできておる。もともとこれを株式会社にするのは間違ひだつたけれども、当時自民党の諸君が押し切つて株式会社にしてしまつたわけだ。しかし、それでもなおかつこれは大臣が役員を選任する権限を持ち、業務の内容については、郵政大臣の強力な監督下にある会社なのだ。だから、そういう点において、信用の度

合といふものは、資本金の多寡によつてきまるわけじゃない、いまの業務の内容によつてきまる。そしてその会社といふものは、国民に対して責任を負わなければならない会社なのだ。そういうことを考へた場合には、一般の民間会社の増資と同じようにこれを考へていくといふことは不合理である。それ以外に借り入れ金の方法があるわけなんだから、そういう方法をやつて、なるべくなら、利益金があるならば国民に還元をする。それほど、一割の配当をして増資をしなきゃならぬ金があるのなら、国際通信の料金を安くすればいい。そこへ持つていけばいい。だから、こういう点については、私はいまのところ一割の配当を下げるということを言つておりません。だけれども、今度の増資そのものについて、非常に疑問がある。これから先、太平洋海底ケーブルの三百億円、さらに東南アジアのケーブル、さらに、場合によつては、北方ルートを開拓しなきゃならぬ、宇宙通信の開拓をしなきゃならぬといふときに、わずかに三十三億円の増資をして一億金額的にいって何になるのです。そんなことをするよりかは、借り入れ金を借つたほうがずっとましであるといふのが私の理論なんです。あなたは会社の資本が少なからず大きくなきゃならぬと言ふが、それは普通の民間会社の言うことであつて、こういう国家的な会社についてはそういうことは当てはまらぬ。これはひとつ大臣もう一ぺん再検討を願います。あなたはやはり再検討をすべきですよ。頭のいい大臣が、こんなものをそのまま承認しておつたならば、小沢郵政大臣何をしておつた

かといふことになつて、あとで笑われますよ。これはもう一ぺんちゃんと監理官を呼んで、それから省議でもひとつ十分再検討してもらつてください。七月三十一日といつたらまだ二月以上ありますから……

○小沢国務大臣

先ほど配当金の一割というお話がございましたけれども、あれは一割にフィックスしてあるわけでもございませうし、結局いろいろ業務の努力でそうなつたわけではございませう。先ほど派口社長が言われましたように、あるいは東南アジア等にこれからケーブルをやりますればまたいろいろと資金も要りますので、それは必ずしも一割にフィックスするわけではないのでございまして、先ほど申し上げましたように、商法上の会社としていろいろ資本をつくる際に増資するといふことは当然じゃないか、私はそういうふうに思つておる次第でございませう。

○森本委員

オウムみたいに官僚の言うことを聞いてそのまま答弁をするのだったら、大臣の価値はないですよ。やはり議員の言うことであつても、なるほどとなつてくる点については、自分自身なりに反省して、もう一ぺん検討してみようという返事をしてもいいと思う。それを、あくまでも既定の事実だから、既定の事実のとおりやらなければならぬといふことにはならぬと思う。あらゆる情勢をもう一ぺん再検討して、どうしても増資をしななければならないといふ都合が悪いといふことなら、あなたのほうに権限を持つておるのだからやむを得ない。しかし、いま言った私の理論について、これが間違つておると言へる人は

だれでもないはずですよ。そういう意見もあるならそれを一ぺん取り上げてみて、もう一ぺん再検討するくらいのことには私はあつていいと思ふ。再検討してみてもなおかつどうしても——社長なりあるいは副社長、監理官から聞いて、どうしても増資をしなればならぬといふことになるならこれはやむを得ないけれども、せつかくこういうような意見が出てくるならば、やはりそれを取り上げて、もう一度再検討してもいいのではないかと、そうでないならば、こんな委員会というものはやつても効果がないですよ。何ほいい意見であつても、そういう意見は柳に風と受け流して、どうでもどうでも何となくこの委員会では済ましたらいいといふことだけでやるなら、野党のものが質問しても何にもならぬ。これは私がむちゃくちゃを言つておるとか、間違つたことを言つておるとかそれは別ですよ。しかし、私がいま言つておる意見について、それが間違つておるといふことを言へる人はいないと思ふ。ただあなたのはうは、いま資本が寡小だからやはり増資しておかぬと対外的に都合が悪い。それは一般の民間会社ならそういうことは言へるけれども、こういう公共的な会社については、必ずしもそれは当てはまらない。これも一つの理屈です。そういうことを十分もう一ぺん総合的に検討してみてくれ、その検討をしてみた結果、どうしても増資しなければならないといふことなら、あなたのほうが権限を握つておるからやむを得ない。しかし、そういう意見が出てきたら、その意見を十分に取り上げるといふことをしなければ、国会の議論

は宙に浮いてしまふ。大臣どうですか。

○小沢国務大臣 いろいろの御議論もございまして、私も一応事情を聞いてみまして、よく再検討いたします。

○森本委員 そうなりますと、さらに私は聞いておきたいと思いますが、この増資の三十三億というものの使い道はどういうふうに使われるのですか。

○浜口参考人 先ほど申しましたように、いろいろ設備の改善、その他将来の拡張計画の資金の一部に充当するわけでございます。

○森本委員 それではそのこまかいことを具体的にひとつよく仕事をしておる副社長から聞きたいと思ひますが、三十三億圓というものを具体的にどういうふうにお使いになるのか。

○大野参考人 ただいま将来五カ年の設備計画というものを持っておりますが、それによりまして、三十七、八、九、四十年、四十一年、この五カ年間に、総額で設備資金二百三十億を必要とすることになっております。そういうたしにして、そのうち九十億圓はすでに外債でこれを調達することができました。ところが、この九十億圓について、ちよつと余剰でございますけれども、九十億圓の外債、借金ができたというところは、これは払い込み資本金に現在三十三億圓ございまして、普通の会社でしたら、そんな資本金を三倍以上上回る借金をすることはできませんけれども、幸いに森本先生のおっしゃったような特殊会社でございますので、法律でそういう特権を認められております。払い込み資本金の三倍まではよろしいということで、限度一ぱいに近いぎりぎりの九十億圓の借金が

できました。もつとも借金と申しますのは、ワケがあるから何ほでも金が借りられるというわけではございませんけれども、非常に幸運にもこれが成功いたしました。ただいま申し上げますとおり、二百三十億圓程度の金を将来五カ年に、四十一年度までに必要といたしますので、この中にはケーブル計画及び宇宙通信施設の建設その他一切含んでおるのでありますが、そういう資金をどうして調達するかということになりますと、先ほどの九十億圓ではとうてい足りません。そこで、いままでに蓄積をいたしました内部保留の自己資金、それから各年度に生じてまいります自己資金、そういうものを投入いたしまして大体その需要を満たすことができればでございます。その三十億圓の不足分を自己資本の増資によりましてその払い込み金をこれに充当しよう、こういうことになりました。

なお、これはただ五年までのことでありますが、この五年間におきまして、また新しい通信技術が発達いたしまして、どういふことをやっていかなければならぬか、それは予言できません。ことに宇宙通信がいよいよ実用化されるということになりますれば、衛星を各関係国間で共同使用いたしますためにどれだけの負担金を必要といたしますか、これは全くわかりません。ただいまわが社で投入いたそうとしておりますのは、わずかに宇宙通信の実験のための施設に約十億程度を投入しようといはしておるのでありますが、これは単に実験のための施設でございますが、これが実用化されるとい

ますれば、さらにその地上局施設を拡充いたさなければなりませんし、その地上局施設を拡充するだけでなく、その地上局施設を使つて国際通信をすることになりますれば、そのために一個百万ドルとか幾らとか言われております衛星が何発か打ち上げられることになりまして、その衛星の使用料というものを当然負担しなければなりません。それが幾ばくの金額になるかわからないというふうなことになるから、森本先生から先ほど来非常に御親切な御理解の深い御発言がございましたように、これは相当お金を将来必要といたしますが、そのお金を全部自己資金でまかなうことはとうていできません。お諮りのとおり、有利な条件で国内の資金あるいは国外の資金を借り入れて使つていふことを考えなければならぬと、その場合に、三十三億の資本をもつていたしましては、せいぜい九十億程度しか借金ができません。これを六十億にワケを広げていたとしますと、二百億近くの借金のワケが広がるということになります。これは単に信用ということもございまして、将来の非常に大きな資金需要に対するワケを広げていただく、その基礎をつくつていただくという意味で絶対必要であるということをお社としては考へておるわけでございます。これはちよつと余剰でございますが、払い込み金は将来四十一年度までに必要といたします設備資金の二百三十億の一部である、こういうわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、二百三十億圓三十七年から四十一年に要する、そこで九十億圓借りておるからあと残りは百四十億圓ということになる、こういうことになりましたが、三十七年度に幾ら使つておられますか。

○大野参考人 三十七年度で四十九億圓ばかり、それから三十八年度で百二十二億、三十九年度で二十億、四十年度で二十一億、四十一年度で十八億、以上端数切り捨てましたが大体二百三十億でございます。それで、ただいま申し上げましたように、これは計画でございますから、いろいろとこの計画の年度途中に実際の必要で施設の計画を変更するいろいろな負担がありまして、ワケだけでございます。

○森本委員 そうすると、四十九億というものはすでに使つておるわけですね。

○大野参考人 それは三十七年度の計画でございます、大体その程度出ておると思ひます。

○森本委員 そういたしますと、この九十億圓というものの借り入れ金はまだ使つてないわけですか。

○大野参考人 これはすでにだいぶ支払いに充當いたしておりますが、まだ半分以上残つておるかと思ひます。

○森本委員 半分以上残つておるということになりますと、五十億残つておるわけですね。

○大野参考人 失礼いたしました。九十億というのは外債発行の総額でございます、実際の所要は年度ごとに出てまいりますから、できれば私どもはその所要に応じて二千五百万ドルの総ワケの中から必要なだけを借り入れする。そういういたしますと、金利負担がそ

れだけ安くなります。そこで交渉をいたしまして、三十七年度においては一千万ドルだけを出しました。つまり三十六億でございます。

○森本委員 そうすると、結局まだ借り入れ金で使えるのは五十億残つておる、こういうことになるわけですね。

○大野参考人 五十億残つておるというのは、いま申し上げましたとおり間違ひでございます、昨年度借りましたのは二千五百万ドルのうち一千万ドルを借りまして、つまり邦貨にいたしまして三十六億圓です。その三十六億圓の――いまちよつと正確に覚えておりませんが、約半額くらいをもう支払ひに出したと思ひます。なお、これから今年度中に五百万ドルずつまた分割で借り入れをいたしますから、そういうことになります。

○森本委員 そうすると、結局外債で借りられる分が十五億圓くらい残つておる、あと借りられるのが五十億圓くらいということになると、大体六十五億圓要するから結局私が最初言つたのとおり、百二十億圓程度というものが三十八年度から四十一年度まで足らぬ、こういうことになるわけですね。要するに百二十億圓程度の中の三十億程度にこれを流用する、こういうことになるわけですか。

○大野参考人 そのとおりであります。

○森本委員 そうすると、残りが結局九十億ということになります、四半期ごとの利益金というのはいくら残つておるわけですか。

○大野参考人 御承知のように、自己資金として施設等に投入できます金

は、単に利益剰余金ばかりではござい
ません。利益剰余金はもちろん、配当
その他税金を払いました剰余は当然そ
れに使えますけれども、そのほかに、
たとえは経費に出ます減価償却とい
うものがござります。あるいは実際に内
部で積み立てる義務を負っておりま
す。従業員の退職引当金とか、そう
いったような償却とか引き当てとい
うお金は経費では出ますけれども、し
たがって利益からはそれは落ちており
ますけれども、資金としては社内に残
っておるわけでありまして、そういう
お金を流用いたしましてまかなおう、
というわけでありまして、

○森本委員 だから、今までの三十七
年度の年間の利益金というものはど
くらいあるわけですか。

○大野参考人 大体七分見当だと思
います。

○森本委員 七分と言ったって、三十
七年度に金額が幾らかということ
で、

○大野参考人 三十七年度の収支差額
は、冒頭に社長が御説明申し上げま
したように二十二億何がございま
す。

○森本委員 そうすると、いまの状況
からいけば三十八、九、四十、四十
一年の四年で利益が大体八十五、六億
あるということになりますね。それから
積立金が二十億、それからその他の一
般の投資が約十億ということになりま
す。三十億というものを増資しなく
とも、一応まだそれで五億四千万は
余る。その一割の配当を逆に七分くら
いに下げたら増資をしなくともまだ金
は余る、こういう結果になりますか
ね。社長、今の答弁と質問とのかっ

こうでいくと……。そうすると、金の
面では大体五億四千万六億四千万。そこ
へ持つてきて、一割の配当を八分くら
いにすれば、とにかくちやうどい
まだ金が余る、こういうことになるわ
けです。いま質疑応答をやっておるの
を聞いておたらわかるわけですか
ら、私は知らぬわけだから、大体ざつ
とやって勘定してみると大体さうい
う数字になってくるが、三十三億とい
うものを無理にやらなければならぬとい
うことは、金の面では出てこないで
ないか、こう言っているわけですか。

○森本委員 余りません。

○大野参考人 私はいろいろ申し上げ
たことに関連してのお尋ねでござい
ますから、お許しを得て答えていた
だきますが、先ほどの三十七年度の剰
余金がどのくらいあるかという御質問、
これに二十二億何がしとお答えいた
しましたが、この二十二億何がし
は、いわゆる純利益金でござります。

ところが、会社でござりますから、こ
れから法人税を払わなければならませ
ん。それからまた配当金も払わなけれ
ばなりませんというところで、実際のこ
の二十二億の利益のうち、いわゆる設備
投資に流用できるものは四分の一かそ
うになるのじゃないかと思ひます。
そういうものが年々、いまのとおり順
調にいけますとそういうことになるの
ですが、ただこれは、先ほど来いろい
ろお話がござりましたように、三十七
年度がおそらくこの会社の業績として
はピークのところじゃないかと思われ

ます。といいますのは、いままでは
大体無償設備一本で非常に順調に経
営してきまして、三十七年から八年
にかけて、御承知のように膨大な設備
投資を、あるいはケープルに、あるいは
宇宙通信にと始めてまいりますか
ら、そうなりますと、いわゆる資金負
担、資金コストは三十八年以降にぐん
と出てまいりますから、この二十二億
の年間剰余金というものが持続でき
るかというところはちやうど疑問がござ
います。しかし、もちろんさうかとい
つて、それが非常に業績悪化ということ
を意味しているわけではございませ
んけれども、そういうことがございま
す。

それから、さつき申しました、三十
七年から四十一年への計画でどれだけ
資金が要るかという御説明をいたしま
したときに、その総額は二百三十億と
申しました。その二百三十億の資金に
対しまして、また資金計画というもの
を私どもももちろん持つておるわけ
でございます。その資金計画をずっと
てまいりますと、三十七年から
四十一年の間に、ただいまお話の出
した外債の九十億円、あるいは増資に
よる三十三億円を足しまして、それだ
け足しても九十億プラス三十三億で
から百二十三億です。百二十三億に
対して二百三十億投資しようというの
で、それから百億近く足りません。これ
を自己資金あるいは持ち越しの資金で
まかなうていく、こういうことでは
ございませぬ。それで、その持ち越し
資金などは、計画ですから、そのと
り出なければならぬといことが出て
くるかもしれません。その場合、国内
で借金

いたしますといたしましても、三十三
億の資金では九十億で一ぱいになりま
す。三倍です。しかもその下のワクを
広げておかなければどうにもなりませ
ん。そういう状況でございませぬ。

○森本委員 今あなたがいろいろ言
っておられたけれども、いま私はあなた
の答弁で目の子算用で言ったわけで、
わがらが、実際問題として……。それ
から当期剰余金というものについても私
はもつと出てくるというふうな気がす
るわけですか。それからいま社長は、余
りませんというふうなことを一言言
ったけれども、資金についてはだれだ
って潤沢にいたしたことはないのだ。しか
し、そのやりにくいところをあらわ
すのワク内においてやっていますとす
るのが経営者の任務なんです。それを
何ぼでも国策会社だから増資をする、
借り入れをするということなら、だ
れだって経営はできるのです。もう少
し資金というもののについても、ちや
んとした緻密な計画を立てて、そうし
てやるならば、それはわれわれとして
も納得いきますけれども、これはひと
つ社長に尋ねておきますが、そういう
ふうな、余りませんというふうな回答
をするのではなしに、あなたの方とし
ても、いま副社長が言ったような詳細
な、今後四十一年までの資金計画と事
業計画というものをあらためてひとつ
早急に当委員会にお出しを願いたい
と思ひます。それによって私の方も私
なりに十分に検討してみたい。そうし
て、もう一回あなたの方に来てもら
うわけでありまして、社長もその点

の内容については、副社長に答弁をま
かせるということになしに、これは経
営の大筋でございまして、社長とし
ても、その点について、資金計画の内
容、今後の事業の内容の点については、
十分熟知しておいてもらいたい。そ
して今度はさういふ点についての質疑
応答を二時間くらいやりたいと思
ひます。さうしないと、いまの大野副
社長のような答弁ではわかりません。
将来上がるかもしれない、資金、設備はど
のくらいになるかわからぬ、それがど
んどん上がってくるかわからぬとい
うことは、ちやうど審議にならぬ。そ
ういふことを要望しておきます。そ
の要望はよろしくございませぬ。社
長、よければ次に移ります。

○森本委員 それでは次会にこの資金
計画と四十一年までの計画を国際電
のほうで出してもらって、それによ
つてこの増資の問題についても、さら
に今後の資金計画についても私はやり
たい。副社長の言っておられることは、
相当大ざっぱなことを言っておるから、
こまかいことを一つ一つ追及してい
けば、あなたの方ぐらゐの大きな会社
になると余ってくる金があると思ひ
ます。だからさういふ点について、私
も私なりにあなたの下部機構について
聞いて調べてみますが、あなたのほう
もゆつくりその点について答弁でき
るようになりておいてもらいたい、こ
う思ひます。いまの資金計画と業務
計画を出すのはいいですね。

それでは次に、太平洋ケープルにつ
いて聞いてみたいと思ひますが、ま
ず最初にお聞きしたいと思ひますのは、

がった場合における無線と有線との併用度、それから非常時における無線の波の確保、こういうふうな業務の内容

について資料としてお出し願いたいと思ひます。

○八藤参考人 いまのいろいろのお尋ねの中の最後の波の確保でございますが、これは日本、アメリカ、ことにわが国の利益をいたしまして、周波数それ自体は少なくとも現在のまま確保してまいりたい、こう思っております。あとの無線と有線の併用区分等につきましては、現在協議進行中でございます。まして、ここの一両日中あるいはお見せするといふわけにはならないと思ひますが、これは両方とも取りきめをする必要がございますので、取りきめのでき次第急いでお目にかけることにしたいと思ひます。

○森本委員 その取りきめ自体に私も意見があるわけでありまして、あなた方だけにまかしておくと、アメリカの有利な方向にだけまいったんではつまらないので、そこで現在の国際電報の考へてゐる有線と無線の今後の併用方法について至急資料としてお出しを願ひたい。

それから、アメリカ側と協定ができ上がつて——それはいろいろ資料はもらいますけれども、現在国際電報が考へてゐるところの海底ケーブルができ上がった後における有線と無線の併用方法はどうか、こういう点について考へ方を早急に資料としてお出しを願ひたい。こう思ふわけですが。

○八藤参考人 先生のお求めの趣旨はわかつた次第でございます。できるだけ御趣旨に沿うように検討いたします。

○森本委員 検討ではない。ほかの言ふのは、資料として国会で正式に要求してゐるわけですが、それはなぜかといふ

うと、あなた方は、優秀な人ばかりだから間違ひないと思ふけれども、有線と無線を併用してやる場合に、アメリカ側に有利な場合とこっち側に有利な場合がある。あとで料金問題も聞きますが、現在国際電報が考へてゐるアメリカ側と折衝しようとするところの無線と有線の併用方法について、具体的な計画を資料としてお出し願ひたい。われわれとしてもそれを検討したい。

〔委員長退席、佐藤洋委員長代理着席〕

場合によつては、あなた方の考へ方をこの委員会を通じてバック・アップしてあげたいと考へておるわけですが、あなたの方では何かあつて足をとられるのではないかと、そんなことを思つてゐるのかしれぬが、そんなことではない。アメリカ側と交渉する点について、われわれとしてはできるだけバック・アップをしてあげようといふことと考へておるんだから、資料として早急に提出し願ひたい。

○八藤参考人 森本先生には長年ごじつこんを願つておるので、決してあげ足をとるような先生ではないと考へております。ただ、もしも国際電報の営業部長としてお許しを願ひますならば、あなたのおっしゃいましたように、アメリカ側にはアメリカ側の利益がある、日本側には日本側の利益がある、この両方の利益が折衝するわけでありまして、取引上のいろいろのかけ引きもございまして、おっしゃいますように、正式に提出することだけではどうかといふ点を、ちょっと私は心配したばかりでございます。

○森本委員 それは正式でなくても何でもいひのでありますが、とにかくいまの国際電報のそういうふうな計画をひとつこのほうに回して下さい。

それから、ちょっとこれは郵政省に聞いておきますが、そこで問題になりますのは、現実の問題としては短波の波がちょっと余つてくると思ふのだ。だから、事故が起つた場合は、当然すぐ切りかえるという措置をしなければならぬわけですが、しかし、おそらくこの海底線が切れるということはない、百が一ないと思ふけれども、それは事故のことだからわからぬから、そういう場合に、確保しておるところの波について、そのまゝ對外無線用として

の波を確保しておくかどうか、私はやはりこれは確保しておくべきである、こう考へるわけですが、ただ、しかし、長い間見ると、それは余つておることはわかつておるのだから、どこか併用せよ、こういう意見が出てくるかも知れぬけれども、この波については、私はやはり不測の事態といふことを考へて、平生は全然使わなくても、試験通信を日に一回やるのかといふ形にして、一応その波は確保しておくべきだ、こう思ふのですが、どうですか、これは電波監理局長じやないかとわからぬかも知れぬが。

○淺野政府委員 ただいま先生のおっしゃいました御意見の通りでございます。かりにケーブルができまして、もう、ちよつと来年くらいから太陽黒点の状況で電波事情も悪くなつてまいります。またアメリカその他新しく回線を要する場合も出てまいります。それはやはり権益でありますので、周波数の分配の面からいひましても、他にも

通信以外に転用できないものでありますから、従来どおりこれはおっしゃいますような形において使用させるべきだと考へております。

○森本委員 それはひとつ電波監理局長にもよく話をしておいてもらいたいと思ふのですが、それでこの太平洋海底ケーブルの所有権はどうなるのですか。

○八藤参考人 これはたしかだいたい前当委員会が副社長から御説明を申し上げたと思ふのでありますが、日本の領海内は共有になります。それからそのほかの方面においては、ある部分は共有、ある部分はインディフィニッシュ・ライト・オブ・ユーズといひまして、ちよつと特殊な考へ方で、何かちよつと私たちも初めてまどつたのであります。大西洋において同軸ケーブルが開かれて以来でゐる国際的な観念でございまして、破棄し得るところの使用権、こういうものが、所有権とは同様の内容でございまして、持たれる、こういうふうな区分になつております。

○森本委員 ちよつとややこしくてわからぬですが、おそろくだれもわかつたものはおらぬと思ふのです。もうちよつとわかりやすく説明してくださいます。この海底ケーブルの所有権といふものはどうなるかといふことですか。

○八藤参考人 アメリカの会社とK D Dとが共同所有する部分と、それからインディフィニッシュ・ライト・オブ・ユーズの部分とを定めます。

○森本委員 その使用権を設定する場合は所有権はあるだろう、永小作権みたいな。

○八藤参考人 使用権を設定する場合に所有権はないのです。使用権を設定するのであります。

○森本委員 使用権はわかるけれども、その使用権の下に所有権があるのじゃないの。おかしいな、それは。

○八藤参考人 所有権は向こうであります。使用権がこちらでございます。その使用権が普通の使用権でございます。で、いまちよつと外來語を使ひましたけれども、新しくできた一つの概念でございます。

○森本委員 永小作権みたいじゃないかね、その使用権といふのは。

○八藤参考人 まあさうでございます。

○森本委員 これもひとつあとで資料によつて、その海底ケーブルのグラムからこつちがといふことで、どの程度まで日本が使用権があつて、どの程度まで共同所有権があつて、さうして、今度はいまいうところの所有権はアメリカにある、使用権は両方にある、こういう形の資料をお出し願ひたいと思ふわけでありまして。

○八藤参考人 承りました。

○森本委員 それからこれの保守は將來どうなりますか。

○八藤参考人 保守は、それぞれの責任の分野においてはそれぞれが行なり、費用は共同負担する、こういう形でございます。

○森本委員 それぞれの責任の分野といふのは、今の所有権と使用権とに応じてやる、こういうことですか。

○八藤参考人 さうでございます。

○森本委員 そりすると、その場合日本で所有権を持つておるところについての保守は日本船で行なり、アメリカ

の所有権によるところのものはアメリカ船において行なり、いわゆる永小作権みたいな使用権というところはどこでやるのですか。

○八藤参考人 それもやはり大体両方でやるけれども、保守自身の実施はそれぞれの分野においてやる。(アメリカがやるんだらうと呼ぶ者あり)いや、その簡単に言い切れないのであります。やはりそれぞれの分野はみずからやる、それから海のところは費用は共同で負担しますが、実施上はそれぞれにおいて定められた通りにやる、こういうことではあります。

○森本委員 大体わかりました。それから、これを使用する料金の問題は、いまだどういふふうに折衝中ですか。

○八藤参考人 先生のお尋ねは、公衆の払い料金でなしに、ケーブルを使用する——これは日米間にしましては私どもは使用料は一文も払いません。すでに行使しております。

○森本委員 そういたしますと、今後の料金問題というものは、電話が一通話について向こうが幾ら、こっちが幾ら、電報が一通について向こうが幾ら、こっちが幾ら、こういうふうにきめていくわけですか。

○八藤参考人 それは在来の無線と同じ方式で分取はきめるわけですが。

○森本委員 無線と同じ方式になりますけれども、無線よりは率が悪くなるのじゃないですか。

○八藤参考人 今般の協定では、無線と同様に五〇、五〇で分け合ひようになつております。

○森本委員 まだあと私は東南アジアケーブルと、それから宇宙通信の問

題、さらに外債の内容等についても聞いてみたい、こう思っておりますけれども、ほかに質問者があるようでもありますので、もう一回御苦勞ですが国際電報の方にきていただきまして、残りの東南アジアケーブル、それから北方ルートの問題、これはシベリア經由を前に文書で報告しておりますので、そういう問題の宇宙通信、それから外債、こういう問題については次回に譲ることにしていただきまして、本日の私の質問を終わります。

○佐藤(洋)委員長代理 橋本登美三郎君。

○橋本委員 私は森本委員の質問に対する関連質問のようなものであります。そこで、お答えできるものは答えてもらいたいし、お答えできないものは、あとで御相談の上お答え願います。

先ほどの質問によりますと、今回のいわゆる必要資金というものは二百三十億円である、その中で増資が三十億円、そうしますと差し引き約二百億円の長期もしくは短期の借り入れ金による、そういうことになるわけですが、そこで全部の借り入れが済んだときの利子支払い、概算ですが、あとで計算してもらえばけつこうなんです、平均して七分五厘ぐらになる、あるいは七分になるということになる、ピーク時は、全部借り入れたときの利子の支払い金額は十四、五億になるだろう。そこで先ほどの質問によりまして、年間の利益金が約二十二億円である、そのうち配当があるいは税金等を差し引いて、いわゆる設備投資に回すことが可能なものは大体四億か五億である、こういう話で

ある。のみならず、この年間利益金の二十二億円というものは、まあまあこれから上回つても三十九年度がピークであつて、その大ききくはならないのではないかと、あるいは二十五億になるか三十億になるか知りませんが、二十四、五億だろうと思ふ。そうしますと、このピーク時に、たとえば二十五億円の年間利益があつたと仮定して、そこへ今度の新しい配当等が加りますから、やはり残るところのものは、設備投資に回せるものは約五億円ぐらではないか、あるいはもっと増資を計算しているかもしれないが、要するに必要資金、いわゆる増資以外の借り入れ金、どうしても払わなくてはならない利子、これを七分なり七分五厘で計算しますと、十四億円ないし十五億円ぐらいのものが今後また新しく出てくる。そうなりますと、増資後、直ちにではあられませんが、将来の見通しとして一割の配当が可能という計算に立つておられるのか、それとも、将来はやはりこれだけの利子が出ていくことが、ピーク時を考えると、一割の配当が困難になる危険性がある。そういうこともひとつあるんじゃないかと思うのです。

〔佐藤(洋)委員長代理退席、委員長着席〕

もしくはまた、そういうようなことからして、将来また配当していくことを考えて、いわゆるコンスタントに出ていく利子払いというものを、あとで制限していく考えがあるか。問題が二つあります、なおもう一つの問題は、資本金が今度は六十六億になるのです、会社の健全性というものからいえば、大体常識的にいえば、借り入れ金

というものの、借金というものと資本金というものは、フィフティ・フィフティである。結局、もちろん国際電報会社のような信用あるもの、及び安定した株主を持つておるのですから、必ずしもそういう必要はないかもしれないが、大体常識として、いわゆる借金と資本金の割合は、大体どの程度が原則としては安定性といえますか、妥当性があるか、もし六十六億円で二百億円の借金があるとしたと、資本金が一に対して、借金が三になる。そういうような状態は必ずしも好ましくないようにも思ふのです。普通の会社の場合、その点をどう考えておられるか、この二点をひとつきょうお話し願えればきょう何ってけつこうだし、少しく配当金の問題なり、その他利払いの問題が、ありますからして、なお御検討の上、御相談の上、次回にお話し願つてもけつこうです。

それからもう一つ、これはすぐ御回答ができると思いますが、増資も決定したようであり、おそろく公算はつけておらないかと思ふ、公算はつけておらないかどうか。それからもう一つは、繰上償還——従来の株主だけに認めるか、もしくは従業員にある程度の株を持たせるといふ考え方をしているかどうか。従業員もということになる、一応公算をつけなくちゃならないのでありますが、この点はどういう考え方——従来の株主に対してのみ一対一で割当てる考えか、その点はどうか、御回答を願いたいと思ひます。

○大野参考人 一つ一つお答えをいたしますが、最初に一割配当を将来継続することの見込みという点、私どもの

計画として、増資後にきましても、一割配当は継続できるという見通しでございます。と申しますのは、さつきちよつと私の説明があるいは不十分であつてお聞き取りにくかつたのかもしれないけれども、三十三億の資金と、現在外債九十億を発行したことになつております。これは今年中に全部借りますけれども、その両方、外部から借りますのは、外債の九十億で、あと不足分は自己資金でまかなうという計画に現在なつております。そういうわけですから、金利負担は、いまおつしやいましたような十数億といふものでございまして、ピーク時において、九億の約七割見当六億にがしといふことでございまして、しかもこれは二年据え置きでございまして、それから漸次返済をしていきますから、金利負担はピークはさうでございしますが、年々下がってくる。それで十五年後に完済、こういう計画であります。

それから、どのくらいの限度が借金をする限度として適当なんだろうかと、いうことは、私どもがお答えいたしたすのは、まことに僭越な話で、全くしろうとでございましてからお答えできませんけれども、ただ、政府及び国会において御承認になりました当社株式会社法によりまして、払い込み資本の三倍まではよろしいというお許しを得ておるわけでありまして、その辺が最高です。ですから一対三といふところが限度じゃないだろうかと、政府及び国会ではお認めになつておる。私どももそれに従つて工作をするわけでござい

ます。

それからもう一つ、これは倍額増資は全部現在の株主に一対一で割り当てるという方針でございます。その中に従業員に割り当てるかというお話がございましたが、従業員のゆえに割り当てるといふことは、そういうわけですからいたしませんけれども、現在の株主の中には相当従業員の株主がございしますから、そういう方には当然増資株を一對一で引き受けていただくということになります。

○橋本委員　いま公募の問題が出ました。これは公募すべき性質のものかどうか、それはちょっと疑問があるのです。どちらかといえば公募すべき性質のものではないかもしれません。というのは、大体が国際電電会社をつくるに、これは安定株主をもつていわれる株主にするということが原則でありまして、当時そういう方針である準備委員会がきまつた。そこで、関係会社もしくは金融関係、その他いわゆる株の売買を原則として行なわないで持つてもらうところに割り当てようという準備委員会の方針できまつたわけでありました。ただ、途中にしてもとの国際電電電話会社の諸君が、この際自分たちのものと会社であるからして縁故者に割り当ててもらいたいというような意向があつて、その方に割り当てたが、おそらく現在第二市場で売買が行なわれておるのは、その縁故者に割り当てられた少数の株が動いているのだらうと思う。私の記憶で言えば、おそらく毎日動いておる株数は千もしく

とか何十万株とか持っている株主は、これを売却しておらないだろうと思ふ。そういうたてまえから見れば、もしこれがいわゆる株の上における市場価格を中心として動いておるといふことであれば、ある程度の株の売買はやむを得ないのですが、そういう見地からいうと、できるだけ配当は安定せしめておく。一割なら一割、八分なら八分でもいいわけですが、資金需要が増大したから、そこでもって株式配当が

できなくなる。そういうためにいわゆる配当を下げるとか、あるいは少し上げるとかという考え方は、これはあつてはならないように思ひのです。いままでのこの会社の性質から見て、そういう意味で私はピーク時においてなかなか相当の利子の支払いが多くなりますから、あるいは配当を引き下げなくてはならぬような危険が出てきほしないか、こう思つたわけでありますが、今の副社長のお話では、そういう危険はないということ、けつこうですが、その点はもう少し明らかにして、森本君が要望しました資料の提供の際に、もう少し具体的にお示しを願ひたい。

もう一つこれに関連してありますが、公募の点はいま申したくあいに原則として会社の性格から見てやるべきではないのですが、ただ二部に上場されておりますが、これは一応株の価格を表面上明らかにしようという点で二部に上場したのだと思ひますが、将来これを二部に出す考えはお持ちになつておるのかどうか。私は全然その必要はない

○大野参考人 御承知のように株式市場の上場につきましては、一部と二部とございますが、一部にはある条件がございます。それは株主数と株式の、一株主の持つ保有の額でしたか、何かいまはつきり覚えておりませんが、私どもの方は、橋本先生もよく御承知のように、当初安定株主というので非常に大口のやや限られた数の株主にお願ひした関係上、現在の株式の分散の状態では一部上場の資格がございます。

ん。それでやむなく二部に上場いたしました。しております。しかし、その株式が非常に多数の株主に分散することの是非は別といたしまして、資格ができれば、一部上場の場合も考えられるというふうになりますけれども、ただいまの實情はそういうことでございます。

○橋本委員 さつき公募に関連して従業員に持たせる意思があるかどうかお尋ねしましたが、この問題は、公募という形をとらなくても——この際は決定したんでしょからして、いまこれを修正することはむずかしいでしょうが、やはり国際電電会社のような特殊会社といえますか、これからほかについて働くこともできない、まあ大体において国際電電で定年まで終始せざるを得ない。定年後ということになりますと、なかなかほかへも出られませんが、そういう従業員の将来の生活安定といえますか、同時に愛社精神、こういうものを涵養するために、もちろん国際電電会社当時の人は株を持つことができておるのですが、今度

いうものは特殊な会社である、ちよつとほかへいったところで使い道がない。電電公社にしなければ別ですが、それ以外に使い道がない。そういう特殊な職場における従業員諸君ですから、やはり将来のことについては心配しておるだらう。ですからこういふ者に対して、一つの生活の基礎、一割なら一割の配当があれば安全である、また下がることもないのです。そういう計画が

一つ立って配当を考えた以上は、そういう者に対して株を分けてやるという考え方、というのは今度増資の場合において、いまのように配当を持続するというお考えであるならば、配当落ちの値段は大体七百二、三十円だろう。現在九百五十円すれば権利落ちの価格は七百二、三十円、まあ当分増資がないという見込みになれば、あるいは七百元切るかもしれない。六百七、八十円くらいに下がるかもしれないけれども、とにかく五百円の額面は当分の間維持することは、これは心配ないと思う。そういうような意味で、やはり従業員にとつても、自分の会社がかわいい、かつまた安全性がある、こういう場合は、銀行に預金するよりは、一割の金をもらったほうがいいという気持ちもありましょうから、やはり愛社精神を涵養し、かつまた、ほかかいくところもない従業員諸君のために、将来の増資の場合には考慮すべきだと思うのですが、その点、社長並びに副社長はどうお考えになりますか。

社を愛する精神の涵養になるといふこととでございますので、十分考えてみたいと思います。

○上林山委員　非常に敬服に足る橋本委員からの質問があったのですが、これはいま社長から御答弁があったとおり、なるほど深い縁故関係にある社員に對して希望者に限つてこれを提供していただく。これはあなたの会社に限らず、日本のあらゆる会社がそういうような方向に將來は進んでいくもので、私

はこういうように考えているわけですが、それとていようとして、もう少し縁故者の範囲を広げる、ないしは特殊の性質からいって、安定株を持たせるといふことは、これもわれわれは認めてゐる。だからそれは、そのパーセントはどうか知りませんが、ここらあたりで半分くらいは公募したらいいじゃないかという説もございます。あるいはまた、私なども半分はどうかと思ひけれども、四割くらいは公募にして——決して狭い意味の利己的な考えで申上げてゐるのではないのです。資金繰りの大きな立場から考えてこれを申し上げてゐる。だから安定株といふものが大部分であればよろしい。第二部に上場してゐる以上は、やはり商行為といふものを考へて経済ベースに乘せよとする、国策会社ではあるけれども、そういう要素を多分に取り入れていこうとする重大なる徴候なんです。であつたら、単にさしみのつま程度のものであつたやうなセスチュアは、あるいは誤解を生むことがあつて多く

て益はない。益があるようにするのは、やはりいろいろな公債でもどしどし国民は買っていくのですから、それよりも利回りのいい、しかも安定株、こうしたようなものには、このパーセントは別として、もう少し国民に機会を与えていく、こういう考え方は間違いないと思うのですが、そのパーセントの問題は別として、もう少し時代に合った経営という立場から、そうしたものに開放していく考えはないかどうか、あるいは研究してみたいかどうかが、この点をひとつ聞いておきたい。

○浜口参考人 いまの上林山さんのお考え、全くその点も同感でございます。いまでもとにかく第二市場に上場して、出回り株は一般の会社と比べては少のうございませうけれども、もし買いたければ買えるわけでありまして、増資の制り当をするわけでありまして、いま御質問の従業員が会社にこそ熱意を持ち、自分の会社であるという士気高揚のために十分考えていくつもりでございます。

○本名委員長 受田新吉君。
○受田委員 郵政大臣にかわり政務次官に御答弁願いたいのでありますが、この会社法の第十五条に、「郵政大臣は、会社に対し、公共の福祉を確保するため、その業務に関し必要な命令をすることができ、」ようになっております。公共の福祉を確保するために命令を出されたことがあるかないか、御答弁願いたいと思います。

○保岡政府委員 まだないようでございます。

○受田委員 公共の福祉を確保するために、どのような指導をされておるかお答え願います。

○淺野政府委員 国際貿易等の伸展に即応いたしますように、常日ごろ幹部以下経営に専念することにした結果によりまして、採算の面におきましても相当無理なところにおきまして、新回線を設置しながらこういうような線に即応して指導いたしております。

○受田委員 私そこに問題があると思ひます。公共の福祉を確保するためには、採算の合わないところにも新回線を設置するように指導しておるというようにすることは解決してないことがある。これは現に低金利政策をこれだけ推進する過程で、安定配当一割を持続するということは、相当な利益金処分の案としては、公共の福祉に対する努力を経理的に行なう面には、まだ行なっていない面があるのではないかと、せめて八分とか八分五厘とかいう程度の利益金処分の配当率に引き下げて、第十五条の精神を生かすような指導をされる必要があるのではないかと、こう思ひますが、いかがですか。

○淺野政府委員 御意見もことにございませうが、ただ、先ほど来会社側の答弁にもございませうに、将来の施設拡張、新しい研究、こういういったもの、それからそれに伴う借り入れ金の返済、こういう点を考えてまいりますと、全部これに響いてまいるわけでありませう。ただいまおっしゃいました点は、料金の面につきまして考えべきじゃないか、こういう点もおっしゃっておられると思ひますが、これは外国との間に、分収上い

ろ日本側において直ちに操作できない点もございませう。それから料金の操作も、将来を見てやらなければいけませんし、現在は相当利益金が出ておるようでもございませうが、将来の拡張計画等を考えまして適当であらうかと考へております。

○受田委員 郵政大臣の命令権及び業務内容報告権、こういうようなものについて、一応当局として説明を承っただけではなまぬいやり方であると思ひます。業務内容の報告を求めておりますかどうですか。第十五条の後段の規定です。

○淺野政府委員 これはこの第十五条に従ひまして、業務に関する報告を提出させております。

○受田委員 その提出された報告書に基づいて、業務内容も法律施行に関する各方面における検討も加えられて、そしてさらに第十五条の一項の規定による公共の福祉にどのように貢献しているかというところにも、もっと大所高所から判断をされる指導が必要じゃないですか。私はこの株主の分布図を拝見してみますと、大体会社の持つてゐるのは別として、金融資本が大半を握つてゐる。その金融資本に一割という安定配当を与えて、金融資本はますます資産内容が充実するといふ一路をたどつておる、こういうことになるのです。金融資本に利益を与えるための公共の福祉じゃないのですからね。やはり金融資本には、八分でも八分五厘でも、低金利政策に順応するようにな。日銀の貸出歩がどんどん下がつてゐる、低金利政策がどんどん進行している段階で、安定一割配当といふようなことをなさらないで、むしろもつと低率の安定配当として、その部

分を別の事業計画に回すとか、あるいは公共の福祉政策に持つていくとか、そういう配慮が必要なんじゃないでしょうか。これは郵政大臣としての指導権はどのように用いられてゐるか、やや私不安を感じるのをごさいまするが、会社に全部おまかせになつておられるのか、あるいは政府として大所高所から、国策会社としての実質を整えるようにいかなる努力をしなければならぬか、こういう点についていささか気が抜けておると感ずるのです。政務次官、あなたは、大臣がおられないときには、これを補佐して、かわつて御答弁される立場にあるのです。いまこの席上における最高責任者でありますから……

○保岡政府委員 御説もつともな点が多いように思ひますが、電電公社はまだ創立いたしまして日が長くなつていないようございませうし、業務の遂行のために努力をすべき点が相当ある。しかもそれが、資金面のしつかりしているか、しつかりしてないかといふことによつて影響する面も非常に多い。これは一般会社の経営運営上と同じでございます。そういう点から、さしあたり、現段階におきましては、大体安定した株の内容といふことを要望されておる面もありませうし、金融資本といふことを目標にいたしたのではないのをごさいまするが、安定した株主という面から、やむを得ない現象だらうと考へておるのをごさいます。

なおまた、今後の問題につきましては、今後の会社の内容、経営等に即応いたしまして、それぞれ適切な公共の福祉に應じますような指導監督をいたしたいと思ひます。

○受田委員 去年の十月から対米専用電信回線について一部の商社にサービスをするという営業報告がされておる。一部の商社にサービスするというのはどういふ形でサービスされておるのか、その商社の名前並びにサービスのしかたをひとつ会社のほうから、どなたからでも御報告願ひたいと思ひます。

○八藤参考人 一部を一般の商社という意味に私たちは使つておるのでございませうが、御存じのように、国際電気通信におきましては、専用線は公衆通信に支障ない限りこれを提供するということが国際的に考えられてゐるところでございます。いままでは国家機関とそれから人命その他に關係ある航空会社、通信社だけにそれを限つておつたのをごさいまするが、最近の国際通信の動向から見ますと、非常に大手筋の商社は多量な通信をしておる。これが一方においては、ちょうど東京の道路と同じようございまして、一般の道路が非常にふくそういたしまして、待ち合わせ時間その他も長くなる、このことも考え合わせまして、大体専用線というのは相当高額の金でございませうけれども、この高額の金を払つてもなおお使いくださるというお客さまのほうに、アメリカとの間に昨年実は十一社、そのほか新聞社等合わせまして専用線を開通しております。その商社名等につきましては、これは実はちょっとここで申し上げかねるわけございませうが、大体そういうふうなサービスをいたしております。

○受田委員 この第十九期営業報告書を見ますと専用電信回線は対米回線

について十月から一部商社にサービスを開始することにした。ところが書いてある。はつきり報告書に書いてあるのだから間違いないと思ひますが……。

○八藤参考人 間違ひございません。その意味は、いま私が申し上げましたように、いわゆる航空会社と政府機関ではなくして、商社のほうにそのサービスを開始した。その開始したお相手は、全商社でなしに、専用線の性質上、一部の方になった、こういう趣旨でございます。

○受田委員 私は、国際電電として、その経営に当る方々は非常にまじめな人がそろつておられることも、私心のないこともよく承知しておるのです。その点は役員の方々にについてこれこれ申し上げるところはございせん。しかしながら、一般の民間会社の形を、油断をすることになりがち傾向が起るものであります。また、いまのような一部商社にサービスする、その負担がでない商社にも競争に勝てないから、商売をする上において大へんな不利を来す、こういうことになるので、高額な料金を負担するものだけにサービスする、しかし、その負担がでないものにはサービスできないということになれば、公共の福祉に貢献するという趣旨からいへば、非常に不公平ということになるわけですが、そういう点なども配慮されて、この会社の運営のしかたを、純然たる国策会社、公益優先の原則を確保する立場で、また、これを利用する人々には、できるだけ公平を期するよう形で運営をしていただきたい。

一時になったようでございますからこれでおきますが、先ほどから議論された問題の中で、私からも次回までに御答弁願ひたいことは、株主の分布図で、役員及び従業員というもののどのような形で株式が割り当てられたのか。百株の株主が一番多いわけですが、それから百株未満がこれに次いでおつて、株主数でいへば、この百株と百株未満とでもうほとんど圧倒的多数を占めておるといふような現状であります。その中身はどうなつておるのか。そしていまお尋ねのあつた問題にも関係するのですが、役員や従業員にも、今後とも従来のような形式で、こうした株式割り当てというものを計画続行されるのかどうか、こういうこともお尋ね申し上げたい。これが第一。これは御答弁でもけっこうです。

それからもう一つ、この第二部市場に上場されている中に、大口のいわゆる金融資本と公社との——公社はもうそういうことは間違ひないと思ひますが、その他の法人として小口のものがあつたので、こういうものが第二部市場に株式を流してある——これは名義を書きかえられたらわかると思ひますが、流してあることはいか、安定株主が持ち株の処分をしていふ実例はないか、これをひとつ御調査を願ひて御報告を願ひたいと思ひます。

○本名委員長 この際、一言ごあいさつ申し上げます。参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見を承りまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

次会は来たる二十二日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

昭和三十八年五月二十日印刷

昭和三十八年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局